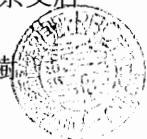


分別管理の法令遵守に関する経営者報告書

令和 6 年 1 月 29 日

RBC キャピタルマーケッツ証券会社 東京支店

日本における代表者 松 本 秀 樹



私たちは、RBC キャピタルマーケッツ証券会社 東京支店の経営者として、以下に掲げる金融商品取引法第 43 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに関連法令・規則（以下「法令」という。）を遵守して顧客資産の分別管理を行う責任を有している。

- 金融商品取引法第 43 条の 2 第 1 項及び第 2 項
- 金融商品取引法施行令第 16 条の 15
- 金融商品取引業等に関する内閣府令第 136 条から第 141 条の 3
- 平成 19 年 8 月金融庁告示第 56 号から第 58 号

私たちは、法令を遵守するために有効な内部統制を整備し運用する責任を有している。

私たちは、令和 5 年 10 月 31 日現在で顧客分別金を信託し、顧客有価証券を管理する責任を有している。

私たちは、RBC キャピタルマーケッツ証券会社 東京支店が法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるため一定の手続を実施した。

この手続の実施の結果、私たちは、令和 5 年 10 月 31 日現在において、RBC キャピタルマーケッツ証券会社 東京支店が法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを表明する。

以上